

改正概要説明書	
国名：英国	法令名：意匠規則 (Registered Designs Rules 2006)
改正情報：2022年4月22日公布	
改正概要：	
<p>1. 下記法令の施行に伴い改正された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ The Patents, Trade Marks and Designs (Address for Service) Rules 2009 (SI 2009/546) (2009年4月6日施行) --規則 42, 規則 43 ・ The Registered Designs (Amendment) Rules 2014 (SI 2014/2405) (2014年10月1日施行) --規則 2A ・ The Designs and International Trade Marks (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 (SI 2019/638) (2021年1月1日施行) --規則 2B, 規則 13, 規則 15A, 規則 23, 規則 26, 規則 27, 規則 33, 規則 42, 規則 43 <p>2. BREXITに伴う主要な改正は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州共同体意匠及びEU指定の国際意匠であって、BREXIT移行(2021年1月1日)後に再登録意匠又は再登録国際意匠となった意匠も他の登録意匠と原則同じ権利を有する(規則 2B)が、存続期間延長申請を失念したことによる権利回復申請は移行後6月以内に存続期間が満了しない再登録意匠又は再登録国際意匠に限られる(規則 13)。 ・ 英国意匠法附則 1A 第 9A 項に基づく無効通知の申請手続きが明確化された(規則 15A)。 	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則 2A, 2B, 15A BREXITに係る新設規則である。 ・ 規則 13 (2)及び(2A)において、BREXITに伴う権利の回復期間が明確化された。 ・ 規則 23 削除された。 ・ 規則 26 (4)はBREXITに係る新設項である。 ・ 規則 27 (1)(e)はBREXITに係る新設項である。 ・ 規則 33 (3)はBREXITに係る新設項である。 	

• **規則 42**

(1) (d) 及び(4) は BREXIT に係る新設項である。

• **規則 43**

(4) (d) は BREXIT に係る新設項である。